

宇部西リハビリテーション病院介護医療院運営規程

第一章 事業の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、医療法人和同会の開設する宇部西リハビリテーション病院介護医療院（以下「介護医療院」という。）の管理運営に関して必要な事項を定め、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の目的及び基本理念に基づき、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護医療院は前条の目的を達成するため、次のことを方針として運営するものとする。

- 一 長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療の提供、並びに日常生活の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- 二 入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 三 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家族との結び付きを重視した運営を心がけ、関係市町村をはじめ、保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条

- イ) 名称 宇部西リハビリテーション病院介護医療院
- ロ) 所在地 山口県宇部市大字沖ノ旦797番地

第二章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種及び員数)

第4条 介護医療院に勤務する従業者の職種及び員数は次のとおりとする。

一	管理者：医師	1名
二	医師	2名
三	介護支援専門員	1名
四	看護職員	14名以上
五	介護職員	20名以上
六	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	6名以上
七	管理栄養士	2名以上
八	薬剤師	4名以上
九	診療放射線技師	1名以上
十	臨床検査技師	2名以上
十一	事務職員	2名以上

なお、宿直体制については、併設医療機関「宇部西リハビリテーション病院」の宿直医が入所者の急変対応にあたるため、宿直医を置かないことができる。

第5条 介護医療院に勤務する従業者の職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

- イ 介護医療院の運営管理の総括に関する事。
- ロ 従業者の所掌業務の総括に関する事。

二 医師

- イ 入所者の診断、治療に関する事。
- ロ 入所者の入退所の判断・指導に関する事。
- ハ 入所者の健康管理並びに保健衛生の指導に関する事。

三 薬剤師

- イ 入所者の薬剤管理に関する事。
- ロ 入所者の薬剤投与の指導に関する事。

四 看護職員

- イ 入所者の看護及び生活援助に関する事。
- ロ 入所者の健康管理に係る記録の整備に関する事。
- ハ リハビリ指導に関する事。

五 介護職員

- イ 医学的管理の下における介護、生活援助全般に関する事。
- ロ 入所者のリハビリ等に関する事。
- ハ 生活援助、健康に係る記録の整備に関する事。
- ニ 生活環境の整備、清潔保持に関する事。
- ホ その他入所者の処遇上必要な事項に関する事。

六 理学療法士／作業療法士

- イ 入所者の生活機能の改善、及び実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上を図るために種々の訓練を実施する事。
- ロ その他必要な社会的適応能力の回復に係る指導に関する事。

七 言語聴覚士

- イ 言語機能の障害、又は言語聴覚機能に障害を持つ入所者に対し、言語機能又は聴覚機能に係る訓練を実施する事。
- ロ その他必要な社会的適応能力の回復に係る指導に関する事。

八 管理栄養士

- イ 献立の作成及び栄養価の計算に関する事。
- ロ 栄養指導に関する事。
- ハ 栄養ケアマネジメントに関する事。

九 介護支援専門員

- イ 施設サービス計画の作成に関する事。
- ロ 入所者及びその家族との連絡調整に関する事。
- ハ 入所者等に関する他の従業者との連絡調整に関する事。
- ニ 関係市町村及び他の保健医療・福祉サービスとの連携・調整に関する事。

十 診療放射線技師

イ 入所者の一般撮影、CT、MRI など画像撮影に関すること。

十一 臨床検査技師

イ 入所者の臨床検査に関すること。

十二 事務職員

イ 庶務全般に関すること。

ロ 介護報酬の請求に関すること。

ハ 他の従業者の所掌業務に属さない事項に関すること。

第三章 入所者の定員

第6条 定員 I型療養床 78名(2療養棟 38名+40名)とする。

第四章 介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(入退所)

第7条 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、及びその置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、及びその他医療等が必要であると認められる要介護者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院はサービスの提供に際し、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得なければならない。

3 介護医療院は入所に際し、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況の状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を照会する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

5 介護医療院の入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討し記録するとともに、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報提供その他保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

7 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日、及び入所している介護保険施設の種類、及び名称を、退所に際しては退所の年月日を入所者の被保険者証に記載しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮した介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

- 3 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、入所申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう援助しなければならない。
- 4 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅延なく行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(介護医療院施設サービス取扱方針)

第9条 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行うよう努めなければならない。

- 2 介護医療院の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明しなければならない。
- 3 介護医療院は、サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(介護医療院サービス提供の記録)

第10条 介護医療院は、サービスを提供した場合は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(施設サービス計画)

第11条 介護医療院の管理者は、サービスの提供に当たっては、介護支援専門員に施設サービス計画を作成させなければならない。

- 2 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入所者の有する能力、置かれている環境等、入所者の抱える問題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、入所者、及びその家族の希望、解決すべき課題、及び医師の治療方針を勘案し、介護医療院サービスの目標、及びその達成時期、サービスの内容、及びサービスを提供する上での留意事項等を記載しなければならない。
- 4 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たっては、入所者、及びその家族に、主旨を十分に説明し、理解を得られた上で、面接を行わなければならない。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の内容について、入所者、又はその家族に対し説明し、同意を得なければならない。
- 6 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、その計画を入所者に交付しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じてその計画の変更を行わなければならない。なお、次に該当する場合は、施設サービス計画の変更の必要性について、サービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

イ 入所者が、要介護更新認定を受けた場合

□ 入所者が、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- 8 介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況の把握にあたっては、定期的に入所者に面接を行い、その記録を残さなければならない。

(診療の方針)

第12条 診療は、必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと、及び常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

(機能訓練)

第13条 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法士又は作業療法士その他適切なりハビリテーションを計画的に行い、利用者等の状態を定期的に記録しなければならない。

(看護及び介護)

第14条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ適切に行わなければならない。

(食事の提供)

第15条 介護医療院は、入所者に1日3回食事を提供するものとする。

2 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮し、適切な時間に行わなければならない。

3 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(利用料等の受領)

第16条 入所者が支払う利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護医療院サービスが法定代理受領サービスの場合、その費用額の1割、2割、もしくは3割の額とする。

2 入所者の居住費は、多床室1日437円、従来型個室1日1,728円とし、その費用額を徴収する。但し、介護保険限度額認定者は認定限度額とする。

3 入所者の食費は、1日1,445円とし、その費用額を徴収する。但し、介護保険限度額認定者は認定限度額とする。

4 その他、入所者の希望により次の費用の額の支払を受けることとする。

一 特別食事料 ……実費

二 洗濯代 ……別紙料金表

三 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。…別紙料金表

5 前項の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払の同意を受けることとする。

第五章 介護医療院の利用に当たっての留意事項

(入所者の守るべき事項)

第17条 入所者は、次に定める事項を守らなければならない。

- 一 従業者の指示に従うこと。
- 二 施設又は備品の毀損及び備品を施設外へ無断で持ち出さないこと。
- 三 無断で備品の位置や形状を変更しないこと。
- 四 敷地内、及び周辺道路、近隣私有地等で喫煙しないこと。
- 五 その他管理者が必要と認める事項。

(損害賠償)

第18条 入所者及びその家族は、故意又は重大な過失によって設備、備品等に損害を与え、又は無断で形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は現状に回復する責を負わなければならない。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第19条 介護医療院は、非常災害に対する必要な設備を設け、非常用物品を常備しなければならない。

2 介護医療院は、地域の環境及び入所者の特定等に応じて、自然災害、火災、その他災害が発生した場合における、自治体等との協力連絡体制、及び安全確保のための体制、並びに避難方法等を定めた防災計画（防災対応マニュアル）を策定しなければならない。

3 介護医療院は、非常災害に備えるため、防災計画に基づき、定期的に避難、救出、地域の実情に即した訓練、自治体及び職員間の連絡・通報訓練、その他必要な訓練を行うものとする。

第七章 高齢者虐待防止に関する事項

(高齢者虐待防止)

第20条 介護医療院は、入所者の人権擁護、及び虐待防止のため、以下の措置を講ずるものとする。

- 一. 介護医療院管理者は、施設における虐待を防止するための委員会を設置し、その責任者を任命しなければならない。
- 二. 委員会は、高齢者虐待防止に係る指針を定め、従業者に対する研修の実施、虐待発見時（疑いを含む）の対応・報告体制の整備のほか、高齢者虐待防止のために必要な措置を講ずる。また、入所者、もしくはその家族等から求めがあった場合は、当該指針を閲覧させなければならない。

第八章 その他施設の運営に関する重要事項

(秘密保持等)

第21条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院の従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

(掲示)

第22条 介護医療院は、施設内の見やすい場所に運営規程の概要並びに従業者の勤務体制、利用料その他サービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

(従業者研修)

第23条 介護医療院は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 一. 採用時研修 採用後1年以内
- 二. 医療・福祉関係の資格を有さない者への認知症介護基礎研修 採用後1年以内
- 三. 継続研修 年1回以上

(苦情処理)

第24条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付ける窓口を用意しなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第25条 介護医療院は、事故の発生及び再発を防止するための指針を定めなければならない。

2 介護医療院は、事故が発生した場合、当該事実を報告し、その記録を残すとともに、その分析を行い、改善策を職員に周知徹底しなければならない。

(記録の整備、保管)

第26条 介護医療院は、厚生労働省令第5号基準省令第42条第2項にあげるサービス提供に関する記録を整備し、診療記録等保存規程に準じ、5年以上保存しなければならない。

(その他)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、2018(平成30)年10月1日から施行する。

2019(令和1)年10月1日改訂

2021(令和3)年8月1日改訂

2024(令和6)年8月1日改訂